

令和6年度山口市特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査に係る  
未受診者受診勧奨業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

山口市健康介護課  
山口市市民環境課

1 趣旨

この実施要領は、令和6年度山口市特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査に係る未受診者受診勧奨業務の委託事業者の選定を、公募型プロポーザル方式により公正かつ公平な方法で実施するため、必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度山口市特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査に係る未受診者受診勧奨業務

(2) 業務内容

別紙「令和6年度山口市特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査に係る未受診者受診勧奨業務委託仕様書」のとおり

(3) 提案上限額

7,806,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

内訳 特定健診：4,094,000円 後期健診：3,712,000円

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

3 参加資格

本提案公募に参加できる者は、以下の全ての要件を満たし、委託業務を適正かつ効率的に実施できる者としてします。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。また、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申し立て又は申し立てがなされていない者、及びこれらの手続中でない者等、経営状態が著しく不健全であると認められないこと。

(3) 提案公募参加申込書の提出日から選定結果の通知の日までの期間に、山口市一般競争入札実施要領の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

(4) 国民の保健、医療又は福祉に関する法律において、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

(5) 法人の役員（就任予定者含む）等が、山口市暴力団排除条例（平成24年山口市条例第4号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの密接関係者でないこと。

(6) 本プロポーザルへの提案公募参加申込書の提出の時点において、国、都道府県、及び市区町村税の滞納がないこと。

(7) 次のいずれかの認証を取得していること。

① プライバシーマーク

- ② ISO/IEC27001又はJISQ27001
- (8) 業務内容について守秘義務を遵守できること。
- (9) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び山  
 県市の指示に柔軟に対応できること。

#### 4 提案公募に係るスケジュール

内容	日時
公募開始	令和6年4月12日（金）から
質問書提出期限	令和6年4月19日（金）午後4時まで
参加申込書兼誓約書・提案書等提出期限	令和6年4月26日（金）午後4時まで
書類審査の実施	令和6年5月1日（水）予定
受託候補者の決定及び通知	令和6年5月7日（火）予定
業務委託契約締結	令和6年5月13日（月）予定

#### 5 質問の受付及び回答

- (1) 本提案公募に関する質問は、質問書（様式第3号）により行うものとし、持参、郵送、  
 FAX又は電子メールのいずれの方法でも可能とします。
- (2) 質問書の提出先、提出期限
  - ① 提出先：山県市役所健康介護課成人健康係（担当：山本）  
 〒501-2192 山県市高木1000番地1  
 TEL：(0581) 22-6838 FAX：(0581) 22-6841  
 E-mail：kenko@city.gifu-yamagata.lg.jp
  - ② 提出期限：令和6年4月19日（金）午後4時まで  
 ※ 郵送等の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理します。
- (3) 質問に対する回答
  - ① 質問者を非公開の上、市ホームページに掲載します。
  - ② 事業者選定において、公平性を保つことができないと認められる質問については、回答  
 しないことがあります。
  - ③ 質問に対する回答をもって、本実施要領等の追加又は修正をしたものとみなします。
  - ④ 提出期限までに到着しなかった質問書については、回答しません。

#### 6 提案公募参加申込書及び提案書等の提出

- (1) 提出書類
 

提案しようとする者は、提出書類の提出期限までに次の書類を提出してください。なお、  
 提出された書類等は返却しません。

  - ① 提案公募参加申込書兼誓約書（様式第1号）
  - ② 事業者概要書（様式第2号）  
 ※ 登記事項証明及び法人定款等を添付すること。写し可。
  - ③ 国、岐阜県及び山県市税のそれぞれに滞納がないことが証明できるもの（滞納がない旨  
 の証明書又は納税証明書。写し可。ただし、提出日から3か月以内に発行されたものに限  
 ります。）  
 ※ 岐阜県及び山県市に納税義務がない場合は、本社の所在地のもので可。

#### ④ 提案書

- ア 用紙サイズは、A4判で作成すること。
- イ 文字サイズは、10.5ポイント以上で作成すること。
- ウ 使用言語、通貨及び単位は、日本語及び日本国通貨を使用すること。
- エ 提案書の本文は、両面印刷で20枚以内（表紙・目次等は除く）とします。印刷の色は、カラー、白黒を問いません。
- オ 提案書は、「9 評価の項目と観点」に記載の項目に沿って作成してください。
- カ 記号・略称等を使用する場合は、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述すること。審査者が、記号・略称等の意味することを十分に理解できない場合、書類審査の結果に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑤ 見積書

見積書は、様式第4号を使用し、見積金額の他に、特定健診、後期健診ごとの見積金額を明記すること。また、住所、会社名、代表者名、見積年月日等を記入し、訂正した場合は、訂正箇所に必ず押印すること。なお、見積金額の訂正は認めません。見積金額は、消費税及び地方消費税を含めた全契約期間の金額とし、見積総額は、提案上限額を超えないこと。

#### (2) 提出部数

正本1部、副本6部（副本は複写可）

#### (3) 提案公募参加申込書等の提出方法、提出先

- ① 提出方法：持参又は郵送等（配達記録が残る方法に限ります。）
- ② 提出先：5（2）①と同じ。
- ③ 提出期限：令和6年4月26日（金）午後4時まで

※ 郵送等の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理します。

#### (4) 提案公募参加申込書提出後の辞退について

提案公募参加申込書提出後の辞退については、辞退届（様式任意）を作成し、速やかに本市へ提出してください。

### 7 提案書の内容

#### (1) 対象者の選定

本業務を効率化させるため、受診対象者の条件及び除外者の条件を具体的に提案すること。また、その理由を示すこと。

#### (2) 受診率向上のための工夫

最適な通知の作成や行動変容を起こす手法等、受診率向上のための工夫を示すこと。この提案にあたっては、実現可能性が高いことを前提とし、必ずしも既存の手法に拘る必要はありません。

#### (3) 受診結果の効果検証

勧奨による結果の検証方法・内容を示すこと。

#### (4) スケジュールの提示

無理のない実現可能なスケジュールで示すこと。

#### (5) 個人情報の管理

個人情報保護に関する事業者の情報の管理体制、情報漏えいの防止対策を示すこと。

#### (6) 業務の実施体制

提案内容を確実に実行できる体制で示すこと。

- (7) 本業務にかかるセールスポイント
- (8) その他 必要があれば追加してください。

## 8 審査の実施

選考に当たっては、書類審査（一次審査）を実施します。なお、質問等がある場合は、必要に応じて書面での回答を求めることがあります。

- (1) 実施予定日：令和6年5月1日（水）予定
- (2) 提案者の立会いは求めないものとします。

※ 書類審査で受託者が決定されない場合、プレゼンテーション審査（二次審査）を行う場合があります。

## 9 評価の項目と観点

提案書の審査における評価項目及び観点は、次のとおりです。

項目	観点
業務全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本業務の趣旨及び目的を理解しているか。</li> <li>・ 本業務内容及びスケジュールを十分理解しているか。</li> <li>・ 過去3年間において、他自治体等での同業務に関する実績は十分か（受診率を向上させた実績があるか）。</li> </ul>
企画内容評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勧奨すべき対象者の抽出方法は効果を期待できるものとなっているか。</li> <li>・ 対象者の特性に合わせた効果的な分類方法（対象者の選定及びグループ分け）を提案し、グループに応じて受診行動を促す工夫をしているか。</li> <li>・ 通知物の送付計画は、受診率向上に効果的で無理のない計画になっているか。</li> </ul>
分析結果報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詳細な分析がなされているか。</li> <li>・ 効果を確認できる、具体的な分析方法が提案されているか。</li> <li>・ 効果検証が翌年度に寄与する適切なものであるか。</li> <li>・ その他、提案者独自の効果的で実施可能な提案がなされているか。</li> </ul>
企画力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健診受診勧奨業務以外の本市の保健事業に有用な分析データの提供や提案がなされているか。</li> </ul>
個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報管理体制が具体的に記載され、情報漏えいの防止対策が確立されているか。</li> <li>・ データの授受及び運搬方法は、個人情報に配慮した妥当な方法か。</li> <li>・ 個人情報について、外部からの相談窓口や苦情に迅速に対処できる体制が整備されているか。</li> <li>・ 守秘義務の遵守が記述されているか。</li> <li>・ 情報漏えいのリスクがどこに潜んでいるか、理解しているか。</li> </ul>
見積価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 価格点（1－見積金額／提案上限額）×10</li> </ul>

## 10 事業者の選定及び結果の通知

- (1) 提案書等の書類審査を、上記9に沿って採点し、受託候補者第1位及び第2位を選定します。なお、審査は非公開とします。

- (2) 選定終了後、選定結果を全ての提案者に通知します。  
なお、選定結果について、一切の異議申し立てはできないものとします。  
また、電話による問い合わせ、選考過程等の内容についても回答できません。
- (3) 案事業者が1者のみの場合でも、評価対象とし、選考において審査委員の平均点が満点の6割以上を獲得した場合には、受託候補者として選定します。
- (4) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受注候補者として選定して、手続きを行うものとします。

### 1 1 選定結果の公開

委託業者の決定後、山口市公式ホームページ内の健康介護課のページ上において、事業者名を公表します。なお、その他の事業者に関する情報は公開しません。

### 1 2 契約の締結等

- (1) 上記9～11により選定した者を契約の相手方として、契約締結の交渉を行います。
- (2) 受託候補者は、改めて見積書を提出するものとし、見積書の金額は、原則として提案時の価格の範囲内とします。
- (3) 提案書に記載された事項は、山口市が提示する仕様書と合わせて、契約時の仕様書として取り扱います。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると山口市が判断した場合は、山口市と受託候補者との協議により項目の追加、変更又は削除、金額等の変更を行うことがあります。
- (4) 順位1位に選定された事業者との契約締結交渉の結果、協議が整わない場合又は契約締結時までに不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次順位の者から順に契約交渉を行います。
- (5) 提案書に記載された事項が履行できなかったときは、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとします。
- (6) 契約方法は、随意契約とします。

### 1 3 その他留意事項

- (1) 提案等の作成・提出等に係る費用は、全て提出者の負担とします。
- (2) 提案公募参加申込書、提案書その他書類を郵送により提出する場合は、事故を避けるため、書留郵便その他の事業者において配達の様子が確認できる方法により提出すること。
- (3) 提案書は1者1点に限ります。提出後の提出書類の修正又は変更は一切認めません。
- (4) 提出書類等が以下いずれかに該当する場合には、参加の資格を無効とします。
  - ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
  - ② 参加資格を満たさない者から提出されたもの。
  - ③ 虚偽の内容が記載されているもの。
  - ④ その他、行為が法令違反であり、選考結果に影響が生じるおそれのあるもの。
- (5) 他者に著作権があるものを使用する場合は、著作権者の承諾を得て、本市に報告してください。
- (6) 提出された提案書等一切の書類は、返却しません。
- (7) 提出された提案公募参加申込書及び提案書等は、提案書の選定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (8) 提出書類等は、公平性、透明性、客観性を期する必要がある場合、公表することがあ

ります。

(9) 提出書類は、山県市情報公開条例（平成15年山県市条例159号）に基づく公開請求により、個人に関する情報等の非公開とすべき部分を除き公開されることがあります。このため、提出書類の作成にあたっては、公開の対象となることを前提に内容を記載してください。

(10) 山県市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や該当不当要求行為による被害を受けた場合の、山県市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、山県市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいいます。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。

(11) 山県市長は、緊急やむを得ない理由により、本提案公募を行うことができないと認めるときは、本提案公募を停止し、中止し、又は取り消すことができます。この場合において、本提案公募参加者が損害を受けることがあっても、山県市長は、その責めを負いません。